



本山町妊婦のための支援給付



すべての妊婦さんに安心して出産・子育てができるように、妊婦さんへ「支援給付」を行っています。

本山町では、給付の仕組みについての説明や保健師による妊娠・出産に関する疑問や不安への助言等を面談や訪問を通しておこなっています。ぜひ気軽にお問い合わせください。

給付金の申請のタイミング

1回目

妊娠届の提出時

妊婦給付認定申請

対象 本山町に住所を有する妊婦さん
(交付時に保健師による面談を行います)

支給額 5万円(妊娠1回につき)

申請に必要なもの

*妊娠届出書もしくはエコー写真 *通帳等



2回目

産前訪問時～新生児訪問時

妊娠している子どもの人数の届出

対象 本山町に住所を有する妊婦さん
もしくは、出産された母親
(交付時に保健師の面談や訪問を行います)

支給額 妊娠している子どもの人数×5万円

申請に必要なもの

*通帳等(1回目と変更なければ必要ありません)

※それぞれ1回のみ交付するもので、
他の自治体で給付を受けた場合は受給できません。

お問い合わせ

本山町健康福祉課 TEL0887-70-1060



◆◆◆ 申請にあたっての注意事項 ◆◆◆



【申請に必要なものについて】

○おもて面に記載されているもの以外に、事実確認等のためその他の書類の提出を求める場合がありますのでご了承ください。

【申請の期限について】

○申請には期限があります。申請書を手入れ後は、すみやかにお手続きをお願いします。

1回目 ⇒ 産院等受診により妊娠が確定した日から2年を経過する日までに申請ください

2回目 ⇒ 出産予定日の8週間前から2年を経過する日までに申請ください

○上記の申請期限までに申請がない場合は、支給を辞退したものとみなします。

【妊婦給付認定後に町外へ転出した場合】

○本事業は、住民票のある自治体ごとに認定を受ける必要があります。

本山町から転出した場合、転出日をもって妊婦給付認定は取消されますので、転出後に妊婦支援給付金の支給を受ける場合は、転入先自治体で再度認定の手続きを行ってください。

※ 転出のご予定がある場合は、事前にお知らせください。

【給付金の支給について】

○審査に問題がなければ、申請された日から1か月以内に申請者本人名義の口座に振込させていただきます。

○何らかの事情により本人名義の口座をお持ちでない場合は現金による支給も可能です。あらかじめ、申請時に申し出てください。

※ 本事業は、妊婦に対する支援事業の観点から、ご家族名義の口座への振込はできませんのでご了承ください。

【流産・死産について】

○流産・死産等の場合も支給の対象になります。その場合は、流産等をしたことが医療機関において確認された日以降に届け出ることができます。

